

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めます。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行します。